

○岡山県青少年保護育成条例の一部改正及び利用カードの販売の届出等に関する規則の制定について(通達)

(平成 14 年 3 月 29 日岡少第 62 号)

各部長
首席監察官
各所属長

岡山県青少年保護育成条例(昭和 52 年岡山県条例第 29 号。以下「条例」という。)が一部改正され、平成 14 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、利用カードの販売の届出等に関する規則(平成 14 年岡山県公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。)が制定され、同日から施行される。

条例等の改正の趣旨、要点、解釈、留意事項及び運用は次のとおりであるので、部下職員の教養を徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、岡山県青少年保護育成条例及び同施行規則の一部改正並びにテレホンクラブ等営業の届出等に関する規則の制定について(通達)(平成 8 年 9 月 3 日岡少第 246 号例規)は、廃止する。

記

第 1 改正の趣旨

無店舗型のテレホンクラブ等営業の増加等少年を取り巻く社会環境の変化にかんがみ、少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から青少年を保護するため、利用カードの販売に関し、届出制を導入する等の規制措置を講ずるとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風適法」という。)の一部改正によりテレホンクラブ等営業に関する規制が設けられたことに伴い、これに相当する規定を削除する等所要の改正をしたものである。

第 2 改正の要点

1 利用カードの販売の届出

利用カードの販売をしようとする者は、あらかじめ、利用カードを販売する施設又は利用カードを販売する自動販売機ごとに公安委員会へ届け出なければならないこととした。改正前は、自動販売機による販売についてのみ届出を必要としていたが、改正後は、対面販売についても同様の届出が必要になることになる。

また、利用カードを販売する施設には青少年の利用カードの購入を禁ずる旨の表示を、自動販売機には届け出た事項の表示をしなければならないこととした。

2 利用カードの販売等に係る規制

(1) 何人も青少年に対して利用カードの販売、頒布、贈与、交換又は貸付けを行ってはならないこととした。また、テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるた

めに必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧その他の方法により伝達してはならないこととした。さらに利用カードの販売者による行為に限らず、第三者等の個人による行為も規制の対象となることとした。

(2) 利用カードの販売者は、利用カードの販売をするときは、あらかじめ青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨及びテレホンクラブ等営業に係る会話の相手方が、青少年と知れたときは、その利用を止めなければならない旨を客に周知しなければならないこととした。

(3) 公安委員会は、(2)に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

3 利用カードの販売に係る広告宣伝の規制

(1) 何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならないこととした。

ア テレホンクラブ等営業に係る広告制限区域等(以下「広告制限区域等」という。)において、広告物を表示すること。

イ 広告制限区域等において、人の住居にビラ等を配り、又は差し入れること。

ウ イに掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

エ 広告制限区域等以外の地域において、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にビラ等を配り、又は差し入れること。

オ エに掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法

(2) 利用カードの販売者又はその代理人等が(1)に違反したときは、当該利用カードの販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができることとした。

(3) (1)に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、当該広告物に係る利用カードの販売者に対し、(1)に違反して表示されている広告物の除去を命ずることができることとした。

4 利用カードの販売の停止

利用カードの販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、条例等に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき等は、当該利用カードの販売者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。

第3 条例の解釈及び運用上の留意事項

1 第2条関係

(1) 「利用カード」とは、テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいう。利用カードは、主としてビデオ店で販売されており、無店舗型のテレホンクラブ等営業(いわゆるツーショットダイヤル及び伝言ダイヤルをいう。以下同じ。)を利用するためのカード等で、テレホンクラブ等営業を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号、利用時間等が記載されているものをいう。

「役務の数量に応じる対価を得る」とは、会話の機会や伝言を仲介するサービスに対して代金を受け取ることをいう。

「その他の物品」とは、カード等の形式でなくても「役務の数量に応じる対価を得る」目的として発行されるすべてをいう。

(2) 「テレホンクラブ等営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業の総称である。客が営業所に備える電話機にかかってくる電話を受けることにより通話する方式の通称「テレホンクラブ」と称するもの、電話交換機を利用して双方からの電話回線を接続する方式の通称「ツーショットダイヤル」と称するもの及び録音機を利用して録音した音声を他人が電話機を通して再生音を聞くことができる方式の通称「伝言ダイヤル」と称するものやこれに類するものも含まれる。

2 第16条の2関係

(1) 無店舗型のテレホンクラブ等営業の増加、青少年を取り巻く社会環境の悪化及び当該営業に起因する青少年の性的被害等の憂慮すべき状況にかんがみ、青少年の健全育成の観点から、利用カード販売者に適切な指導をするため、販売の届出制を規定したものである。

(2) 利用カードを販売しようとする者の届出は、利用カードを販売する施設ごとに、当該利用カード販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならないこととした。したがって、2か所以上の利用カード販売所を一つの警察署の管内に設置しようとする場合であっても、利用カードを販売しようとする者は、それぞれの利用カード販売所ごとに、利用カード販売届出書(規則様式第1号)を提出しなければならないこととなる。

また、利用カードの販売者が他の者に代わる場合(個人から法人に代わるとき及びその逆の場合を含む。)は、氏名の変更ではなく、利用カードを販売しようとする者からの新たな届出が必要となる。このため、利用カード販売廃止届出書(規則様式第3号)の提出を利用カードの販売をしている者に求めた上、新たに利用カードの販売をしようとする者に利用カード販売届出書(規則様式第1号)の提出を求めることとした。

なお、氏名の変更とは、結婚、養子縁組等により主として姓が変更することをいう。

- (3) 届出事項に変更を生じた場合には、利用カード変更事項届出書(規則様式第2号)を、販売を廃止した場合は、利用カード販売廃止届出書(規則様式第3号)をそれぞれの事実のあった日から15日以内に提出しなければならないこととなる。

3 第16条の4関係

- (1) 青少年の健全な育成を害するおそれのあるテレホンクラブ等営業を青少年に利用させないようにするため、利用カードの販売等の禁止等を定めたものである。
- (2) 「周知」とは、青少年の利用カードの購入を禁じる旨の表示のほか、例えば「青少年はテレホンクラブを利用することはできません。」「会話又は伝言の相手が青少年であると分かったときは利用をやめてください。」という旨を販売時に口頭その他の方法により行うことをいう。
- (3) 第3項の規定は、(2)の措置を講じていない場合に、客に周知するために必要な措置命令を行うことができることとしたものであり、規則第6条1項に定める命令書により行う。

4 第17条関係

- (1) 第2項第1号の規定は、広告制限区域等において、利用カードの販売に係る広告物を表示することを禁止するものである。

「利用カードの販売に係る広告物」とは、利用カード販売所の名称、所在地、電話番号若しくは利用カードを販売するための自動販売機の設置場所が記載され、又は利用カードを販売していることを公衆に広く周知するための広告物をいい、利用カード販売所に来た客へ利用カードを販売していることを示すためのものは、該当しない。

利用カードの販売に係る広告制限区域等は、風適法で規定する店舗型テレホンクラブ等営業及び無店舗型テレホンクラブ等営業に係る広告制限区域等を準用しており、都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める商業地域及び美作三湯(一団地の官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設、病院等、公民館、博物館、都市公園及び公安委員会規則で定める施設の敷地周囲200メートルの区域を除く。)以外の区域をいう。言い換えれば、商業地域及び美作三湯のうち限られた場所しか、広告物を表示することができないということになる。

- (2) 第2項第2号から第5号までの規定は、利用カードの販売に係るビラ等の頒布について制限するものである。「ビラ等」とは、利用カード販売所の名称、所在地、電話番号、利用カードを販売するための自動販売機の設置場所等を記載したもので、チラシ、カード、ティッシュペーパー、写真、マッチ、ライター等の形状及び種類は問わない。

5 第18条関係

- (1) 利用カードの販売者又はその代理人等が当該利用カードの販売に関し、この条例等の規定に違反した場合は、当該利用カードの販売の停止を命ずることができる旨を規定したものである。
- (2) 第1項の規定は、利用カードの販売の停止命令の対象となる条例又は刑法その他の法律に規定する罪に当たる違法な行為を定めたものであり、6月を超えない範囲内で期間を定めて利用カードの販売の停止を命令する。「当該利用カードの販売に関し」とは、当該販売に関係しない違法行為は、本条に該当しないことを意味する。「違法な行為をしたとき」とは、その行為が、客観的に確認されたときから命令することができるが、必ずしも刑の確定を待つ必要はない。
- (3) 「利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる」という意味は、利用カードの販売についてであり、例えばビデオ店等において利用カードを販売している場合は、当該ビデオ店の営業のうち、利用カードの販売に係る部分のみを停止することになる。

第4 立入調査

今回の条例の一部改正により、利用カードの自動販売機の設置場所に加えて、利用カードの販売所への立入調査ができることとなった。ただし、この立入調査の権限は犯罪捜査のために認められたものではないので、立入調査員証を関係者に提示して身分を明らかにするとともに、効果的な調査を行うこと。また、立入調査の結果については、*立入調査結果報告書(様式)に調査状況等を記載して状況を明らかにしておくこと。立入調査結果報告書は、作成した警察署において3年保存するものとする。

第5 条例の効果的運用

1 管内の実態把握の推進

条例を効果的に運用するためには、利用カード販売所並びに利用カードの自動販売機及び有害図書等の自動販売機に関する場所的対象、人的対象等、管内の実態を常に把握することが必要である。特に、利用カードを購入して利用する無店舗型のテレホンクラブ等営業の営業形態は、外見上からの把握が困難であるので、利用カード販売所等からの実態を把握し、違法行為の取締りに努めること。

2 広報啓発活動等の推進

条例の実効を期するためには、家庭、学校、地域社会、関係機関・団体が有機的に連携するとともに、県民の正しい理解と協力が不可欠である。そこで、条例の趣旨及び内容について、市町村その他関係機関の広報紙等あらゆる広報媒体を利用するとともに機会を通じて広報啓発活動の推進に努めること。また、利用カード販売所、利用カードの自動販売機、有害図書等の自動販売機及び各種有害営業に係る宣伝文書等の撤去等各地域の有害環境の実態に応じた浄化活動を強力に推進すること。